

新型コロナウイルス感染症のクラスター対策に係る 立法政策の骨格の整理と主な検討課題

第1 立法政策の目的

新型インフルエンザ等対策特別措置法等を改正し、新型コロナウイルス感染症について、感染リスク・クラスター発生のおそれが高い一定の店舗に対し、利用客の氏名等を記録・保存させることで、クラスター対策（関係者の特定、追跡調査、それらを基にしたより効果的なPCR検査、陽性者の入院の措置等の実施）の迅速化・効率化を図る。

第2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正

1 利用客名簿の備付け・記載等の義務付け

- (1) 供給接待を伴う風俗営業店の営業者、身体接触を伴う風俗営業店の営業者及び客席が一定数以上の飲食店等の営業者（※1）は、利用客名簿を備え（※2）、これに利用客の氏名、連絡先その他の事項を記載し、厚生労働大臣（※3）又は都道府県知事の要求があったときは、これを提出しなければならないこと。

ただし、接触確認アプリを利用することができる状態にしていることを営業者が確認した利用客に係る利用客名簿への記載については、この限りでないこと（※4）。

- (2) 利用客は、(1)の営業者から請求があったとき（接触確認アプリの利用についての確認を受けた場合を除く。）は、(1)に規定する事項を告げなければならないこと（※5）。

2 罰則（※6）

- (1) 1(1)に違反した営業者（※7）は、50万円以下の罰金に処すること。
(2) 1(2)に違反して1(1)の事項を偽って告げた利用客（※8）は、拘留又は科料に処すること。

3 適用期間

1及び2の措置は、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等とみなされている期間に限った措置とすること。

第3 旅館業法の改正

宿泊者名簿に係る提出先について、厚生労働大臣を加えること（※9）。

- この立法政策の内容を立法化するに当たっては、例えば次のような点について検討する必要があると考えられる。

これらについての検討を含め、議員間で議論され、立法政策として取りまとめていかれることも一つの進め方ではないかと考える。

(1) 対象店舗（業態）

- ・ 身体接触を伴う風俗営業店とは、具体的にどのようなものを念頭に置いているのか（例：店舗型性風俗特殊営業の全てを対象とするのか、無店舗型性風俗特殊営業は対象となるのか等）。

また、身体接触を伴う風俗営業店について、クラスターが発生しているという事実はないのではないかと。

身体接触を伴う風俗営業店については、専門的・科学的見地から、感染やクラスターが発生しやすいと判断されるものかどうか、（発生しやすいとされるならば）それがどのような営業形態か等についての分析・検討が必要となるのではないかと。

- ・ 飲食店・喫茶店におけるクラスター対策の迅速化・効率化を図るためには、どのような基準によって対象店舗とするかについて、専門的・科学的見地からの分析・検討が必要となるのではないかと（例：客席規模のみを基準とすることが適当なのか、店舗面積や営業形態（会員制等）を考慮する必要はないか等）。
- ・ ご提案の店舗以外の店舗を対象外とすることについて専門的・科学的見地から合理的に説明できるか（例：スポーツジム、カラオケ店、ライブハウス等）。

(2) 利用客名簿の備付け・記載の義務付け

- ・ 旅館業法上の宿泊者名簿制度は、他の公衆衛生関係の法律には見られないものであるところ、これは、宿泊者名簿の用途（例えば、犯罪捜査、テロ対策等の参考に供されることもあるようである）にも関係すると思われ、このような宿泊者名簿制度を参考にして、利用客名簿に係る義務付け（これに違反した場合の罰則）を導入することが適当なのかについては、旅館業法上の宿泊者名簿制度の趣旨や経緯を調査の上、検討していく必要があるのではないかと。

- ・ 会員制のように既に利用客の氏名等を把握していると思われる営業形態の

営業者については、どのように考えるか。

- ・ 社交飲食業のガイドラインにおいては、入店時に連絡先や体調をアンケートとして記載してもらい、一定期間保存することとされており、また、感染症法上の積極的疫学調査の一環としてもそうした記録を確認することができるのではないかと考えられる。このような取組を営業者に対し強く働き掛けて目的を達成していくということもあり得るのではないか。

(3) 利用客名簿の提出先

- ・ 追跡調査は、第一義的には地方公共団体(保健所)が行っており、また、関係の情報を国が地方公共団体から収集することは可能であるところ、国(厚生労働大臣)が利用客の氏名や連絡先等を把握する必要性はどの程度あるのか。

(4) 利用客名簿に係る義務付けに対する例外：接触確認アプリの利用の確認

- ・ 営業者が接触確認アプリのインストールを確認すれば、利用客名簿の備付け・記載の義務付け(罰則付き)は免除することとされているが、
 - ① アプリがいまだ十分に普及しているとは言えず、クラスター対策としての有効性が十分とは言えない状況の中で、そのインストールの確認がなされれば、罰則付きの義務付けを免除することは、立法政策の目的を達成する手段の選択として適当とはいえないのではないか。
 - ② 罰則付きの義務付けの免除となる以上、アプリのインストール状況の確認については、確認したことを客観的に担保する仕組みが必要となると思われるが、それはどのようなものとするか(客観的に担保する仕組みとしないと、営業者が単に“確認した”と言うだけで、利用客名簿に記載していないことが正当化されることとなり、罰則付きの義務付けの抜け道になってしまう)。
 - ③ 接触確認アプリの利用を確認したとしても、利用客がその後も継続して利用し続けるとは限らない可能性があり、この点についてどのように考えるか。

(5) 利用客側の告知義務

- ・ 接触確認アプリのインストールの確認も受けず、かつ、その氏名や連絡先等を告知しない利用客について、営業者は(旅館業法の場合と異なり)入店を拒否することもできるところ、旅館業法上の宿泊者名簿と同様、利用客に対し、その氏名や連絡先等の告知を罰則付きで義務付けることの合理性について、

上記の旅館業法の宿泊者名簿制度の趣旨・導入経緯との関係も含めて、十分な説明が必要となるのではないか。

- ・ 接触確認アプリのインストールの確認を受ければ氏名等の告知義務を免除されることとなるが、罰則付きの義務付けの免除となる以上、その確認を受けたことについて客観的に担保する仕組みが必要となると思われるが、それはどのようなものとするか。

(6) 罰則の設定

- ・ 営業者や利用客に対する義務付けについて、罰則を科すだけの当罰性があると言えるか。旅館業法上の宿泊者名簿制度については、どのように考えられているか。
- ・ 新型コロナウイルス感染症についてのみ、他の感染症にはない罰則付きの義務付けをすることについて合理的に説明できるか。
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法において罰則が適用される場面は限定されているところ、営業者や利用客の義務違反について罰則を設けようとするならば、同法における他の規定とのバランスについても考慮する必要があるのではないか。

(7) 営業者に対する罰則

- ・ 利用客名簿に係る記載義務とその免除からすると、罰則（名簿不記載）の構成要件の具体的内容は、「接触確認アプリのインストールを確認していない利用客について、利用客名簿に記載しないこと」となる。

しかし、接触確認アプリのインストールの確認の有無を客観的に担保する方法が明らかではなく、このままでは、罰則の構成要件に該当するかどうかの判断は困難となってしまおうと言わざるを得ず、また、恣意的な法執行を招くおそれも払拭できず、罰則の構成要件として適切とは言えないのではないか（この点、記載義務規定の内容と併せて検討する必要がある）。

(8) 利用客に対する罰則

- ・ 旅館業法上の宿泊者名簿制度に倣ったものと思われるが、クラスター対策の

迅速化・効率化を図るという立法政策の目的との関係で、偽って告げた者は可罰性があるとする一方で、氏名等を何も告げなかった者の可罰性についてはどのように考えるか。

この点については、旅館業法上の宿泊者名簿制度における罰則の趣旨を調査し、それと同様とすることが適切かについて検討する必要がある。

(9) 旅館業法の改正

- 宿泊者名簿の提出先に厚生労働大臣を追加する必要性について、どのように考えるか。
- この骨格における新型インフルエンザ等対策特別措置法改正の内容を踏まえ、それとの関係（対象とする感染症の範囲、恒久的制度か否か、接触確認アプリとの関係、罰則の在り方等）について整理し、旅館業法の改正の要否について検討する必要があるのではないか。